

宮古島市役所庁舎内での弁当等販売事業者募集要項

宮古島市役所保健センター前で弁当等を販売する事業者を募集します。応募される方は、この募集要項を確認の上、お申し込みください。

1. 目的

来庁者及び職員等の利便性の確保を図るために、安価で弁当、おにぎり、パン等を販売する事業者を募集するものです。

2. 内容

(1)所在地宮古島市平良字西里 1140 番地

(2)販売場所宮古島市役所保健センター前

※長机を配置し販売していただきます。

(3)販売スペース約 5 平方メートル。

(4)販売期間令和 4 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで（平日のみ）

(5)販売時間午前 11 時 30 分から午後 1 時 30 分まで

(6)使用料 月額 800 円（一括納入）（納付期限:4 月末）

※いかなる理由でも使用料の返金はい行いませんので、あらかじめご了承ください。

3. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1)宮古島市内で飲食業（弁当販売、食堂、レストラン、喫茶店、テイクアウト・配達飲食サービス、カフェ、バー等）を営んでいること。

(2)宮古島市税等、税金の滞納がないこと。

(3)弁当等の販売にあたり、法令により必要となる許可、資格等を有すること。

(4)風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律の対象となる営業を行う事業者でないこと。

(5)宮古島市公共施設の暴力団排除に関する条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

4. 応募申込手続

(1)応募方法

持参申込み

必要書類を以下の提出先に持参してください。

【受付期間】令和 4 年 3 月 14 日（月）～3 月 25 日（金）の平日のみ
午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分（午後 0 時～午後 1 時を除く）

【提出先】宮古島市役所総務部財政課

(2) 必要書類

- ① 行政財産使用申請書
- ② 食品衛生法に基づく店舗の営業許可書の写し

5. 販売事業者の決定等

(1) 応募書類の確認

提出された応募書類の確認を行い、条件を満たしている者を販売予定事業者の対象とします。ただし、応募が多数の場合は抽選等で調整する場合があります。

なお、次のいずれかに該当する申込みは、無効とします。

- ① 応募資格のない者によるもの
- ② 指定の日時までに提出がなかったもの
- ③ 記載内容に不備があるもの

(2) 販売予定事業者の決定及び公表

販売予定事業者の決定は、令和4年3月28日（月）頃を予定しています。本市ホームページに販売予定事業者名を掲載します。

6. 販売事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は販売事業者としての決定を取消すとともに、取消しによって事業者に損害が生じることがあっても、宮古島市はその責めを負わないものとします。

- (1) 正当な理由なく指定する期日までに手続きに応じない等、宮古島市総務部財政課の指示に従わなかった場合
- (2) 募集要項の各条件等に違反した場合
- (3) 食中毒等の発生により弁当販売事業者が営業停止等の行政処分を受けた場合
- (4) 期限内に使用料の納付が確認出来ない場合
- (5) その他本事業の事業者として不適当と認められる場合

7. その他

- (1) 弁当等は、各店舗であらかじめ作ってきたものに限りします。
- (2) 食品衛生法に基づく必要な許可・届出や食品表示法に基づく表示については、事前に保健所へ問い合わせの上、各自で必要な手続きや確認を行ってください。
- (3) 販売時間中は販売員が常駐するとともに、販売に伴う金銭の授受等については各事業者で対応してください。
- (4) 販売する弁当等に関するトラブルについて、宮古島市総務部財政課では一切の責任を負いません。
- (5) 宮古島市総務部財政課では、特定の事業者への販売を促進する対応は行いません。

(6)緊急事態宣言等の理由で弁当販売を休止した際は使用料の返金はありません。

(7)新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、以下の内容を遵守してください。

- ①従業員の体調管理、マスク着用、消毒、手洗い、うがいを徹底する。
- ②事業所内で新型コロナウイルス感染者が出た場合は、速やかに報告する。
- ③共有物の適正な管理、消毒を実施する。
- ④販売スペースでの飲食は、原則禁止する。
- ⑤食品については、個包装した物のみを販売する。

問い合わせ先

宮古島市総務部財政課

〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地

TEL 0980-73-3302